

表面

第 \_\_\_\_\_ 号

身分証明書

官 職 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_  
生年月日 \_\_\_\_\_

上記の者は、外国為替及び外国貿易法第 68 条の規定による立入  
検査又は質問を行う職員であることを証明する。

交付日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

財務省国際局長

印

(国際局用)

裏面

写 真

印  
又は  
刻印

- 1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。
- 5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考)用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mm とする。

表 面

第 _____ 号	
<b>身 分 証 明 書</b>	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____
<p>上記の者は、外国為替及び外国貿易法第 68 条の規定による立入 検査又は質問を行う職員であることを証明する。</p>	
交付日	_____年 _____月 _____日
	印
財務局長又は福岡財務支局長	

(財務局又は福岡財務支局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、外国為替及び外国貿易法関係の検査の際は必ず携帯すること。</li><li>2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。</li><li>3 本証を紛失、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。</li><li>4 官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。</li><li>5 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。</li></ol>
印 又は 刻印	

(備考)用紙は、日本産業規格 B 8、64×91mm とする。